

国保

国保から社会保険などに変わったら 必ず国保脱退の手続きを

新しく社会保険などに 加入した人へ

国民健康保険を抜けて勤務先の社会保険などに加入した場合は、資格喪失手続きが必ず必要となります。

新たに就職をされた場合など「会社がやってくれるから」ということで手続きをしない人がいますが、国民健康保険から抜ける手続きは会社では行われません（会社で行われるのは、社会保険などへの加入手続きおよび国民年金から厚生年金などへの切り替えのみです）。

益城町国民健康保険の加入者でなくなった後に、国保の保険証で病院などを受診されると、資格喪失後受診となり、受診された医療費（総医療費の7割～9割）を町国民健康保険に返還いただく場合があります。

※国民健康保険を抜ける手続きをしていないと、国民健康保険税がいつまでも課税されてしまいますので、必ず手続きをしましょう。

国保から脱退する手続きに必要なもの

- ・新たに交付された社会保険証（社会保険に切り替わった人全員分）
- ・今まで使用していた国民健康保険被保険者証
- ・印かん（朱肉を使うもの）

※本人ではなくても、家族であれば手続きできます。



問い合わせ先 役場健康づくり推進課 国保年金係 ☎ 286-3111 内線 121～123

国民年金

社会(国民年金)保険料控除証明書は大切に 確定申告などに必要です

国民年金保険料（＝保険料）は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。

1年間に納付した保険料額を証明した「社会(国民年金)保険料控除証明書」が日本年金機構から送付されます。保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付（保険料納付見込みを含む）した保険料額を証明する書類が必要です。

年末調整または確定申告の際に、この証明書が領収書が必要になりますので大切に保管してください。

※控除証明書は役場では発行できません。紛失などによる再発行は熊本東年金事務所で行います。

控除証明書専用ダイヤル

☎ 0570-070-117

（IP電話 03-6700-1130）

利用期間

・11月1日(木)～3月15日(金)

※祝日・12月29日～1月3日を除く

受付時間

・月～金曜日 8:30～17:15

※月曜日(休日の場合は火曜日)は 19:00 まで

・第2土曜日 9:30～16:00

送付時期

平成 24 年 1 月 1 日から 9 月 30 日までに納付した人	平成 24 年 11 月
平成 24 年 10 月 1 日から 12 月 31 日までに今年始めて納付した人	平成 25 年 2 月

申込・問い合わせ先

役場健康づくり推進課 国保年金係

☎ 286-3111 内線 121～123

熊本東年金事務所

☎ 367-8144